

滞納はゆるさない！ 動産差し押さえ実施中！！

第1回

上・下益城郡合同公売会

が行われます



税金は納期限内に納めましょう。

問い合わせ先

役場税務課納税係

☎ 286-3111 内線 143・144

町税滞納者から差し押さえた動産の公売会が行われます。物件は日用品、家具、家電製品など約 300 点の出品を予定しています。

後日、全世帯に詳しいチラシを配付しますので、多数のご来場をお待ちしています。

日 時 9 月 18 日(土)

午前 9 時 開場

午前 9 時 30 分 入札開始(予定)

場 所 町総合体育館

出 品 数 約 300 点

※公売当日までに完納があった場合には、数に変更等があります。

参加団体 益城町・御船町・嘉島町・甲佐町・美里町

かしこい消費者

くらしの
セーフティネット

ローン、年金保険料が払えないとき

■住宅ローン

返済が難しいようなら、まずは借り入れをしている金融機関に、ローンの返済条件を変更してもらえぬかを相談しましょう。

返済条件を変更するには、手数料がかかる場合もあり、審査も必要になります。

○収入が減り、毎月の返済が苦しくなった場合

返済期間を延長して、毎月の返済額を減らすことができます。しかし、期間が長くなるため、返済総額は増えることになります。○しばらくの間、返済額を減らしたい場合

毎月の返済額を一定期間減らし、一定期間終了後は減らす前よりも多めに返済して調整します。子どもの進学など一時期の支出増をしのぐことができます。しかし、減額期間終了後は毎月の返済が増えることになります。○ボーナス返済が苦しくなった場合



ゼロにして、その分を毎月の返済額に上乗せする方法です。当然、毎月の返済額は増えることになります。

■国民年金保険料が払えない

○保険料免除制度

自営業者や学生、失業中の人は国民年金の第1号被保険者です。保険料は月額で月1万4660円(09年度です。しかし、経済的な事情で年金保険料が支払えないなど、一定の要件に該当した場合には、保険料の納付を免除または猶予されることがあります。免除または猶予された保険料は、10年間までさかのぼって、その全部または一部を後から納めることができます。

○若年者納付猶予制度

若年者(30歳未満)が、失業中などの理由により、所得が一定以下の場合、申請によって保険料の納付が猶予されます。

○学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

これらの制度は、市区町村の年金窓口申請し、認められる必要があります。また、失業した場合は、前年所得があっても認められます。

(国民生活センター発行)

「くらしの豆知識」より

熊本県消費生活センター ☎383-0999 役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111・112

消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792 吉村静代 ☎286-5914 富田セツコ ☎286-6525